○荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付要綱

令和４年９月30日告示第120号

改正

令和５年４月28日告示第59号

令和６年１月31日告示第４号

令和６年４月22日告示第58号

令和６年９月３日告示第103号

令和７年４月18日告示第60号

令和８年３月12日告示第35号

荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、二酸化炭素排出削減に取り組み、カーボンニュートラルを実現することを目的に太陽光発電設備等を設置するものに予算の範囲内で荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、荒尾市補助金等交付規則（平成20年規則第28号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　太陽光発電システム　太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア　太陽光発電システムが発生させた電気を、当該太陽光発電システムが設置された建物等（住宅展示場に建設された住宅を除く。以下同じ。）又は当該建物等と同一敷地内の住宅若しくは事業所において消費し、かつ、低圧配電線に連結すること。ただし、事業所は高圧配電線に連結してもよいものとする。

イ　日本産業規格に基づく試験により認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していること。

ウ　ＦＩＴ（固定価格買取制度）及びＦＩＰ（Ｆｅｅｄ　ｉｎ　ｐｒｅｍｉｕｍ）の両制度の認定を受けていないこと。

エ　自己託送でないこと。

（２）　蓄電池システム　建物等に定置型のリチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元により電気的エネルギーを供給する蓄電池をいう。）等とパワーコンディショナー等の電力変換

装置とが一体的に構成されたシステム（一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有しているものをいう。）であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

ア　家庭用　4,800Ａｈ・セル未満で、１ｋＷｈ当たりの設置工事費を含む蓄電池システムの価格（消費税抜き）が15万5,000円以下であること。

イ　業務用　4,800Ａｈ・セル相当のｋＷｈ以上で、１ｋＷｈ当たりの設置工事費を含む蓄電池システムの価格（消費税抜き）が19万円以下であること。

（３）　ＺＥＨ　一次エネルギー消費量（年間で消費する住宅のエネルギー量をいう。）がおおむねゼロとなることを目指した新築住宅であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。この場合において、エネルギー消費量の計算は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）に準拠するものとする（次号において同じ。）。

ア　住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準のＵＡ値0.6以下であること。

イ　設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）等を除き、基準一次エネルギー消費量から20％以上削減されていること。

ウ　太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。

エ　設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100％以上削減されていること。

オ　ＢＥＬＳ認証（ＺＥＨ）を取得していること。

（４）　ＺＥＨ＋　次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア　前号のＺＥＨの要件を満たしていること。

イ　設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から25％以上削減されていること。

ウ　次に掲げる要件のうち２つ以上を満たしていること。

（ア）　住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準のＵＡ値0.5以下であること。

（イ）　ＨＥＭＳ（家庭用エネルギー管理システムをいう。）により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

（ウ）　再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。

（５） 高効率空調機器　従来の空調機器等と比べて30％以上のＣＯ２削減効果が得られるものをいう。

（６） 高効率照明機器　ＬＥＤ（発光ダイオードをいう。）を使用した照明器具であって、調光制御機能を有する（地域防災計画により災害時に避難施設として位置づけられた公共施設の照明及び再エネ一体型屋外照明の場合を除く。）ものをいう。

（７） ソーラーカーポート　駐車場を活用した太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポートであり、第１号の規定を満たすものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

（１） 荒尾市内の建物等に、次に掲げる対象のシステム（以下「対象システム」という。）を設置すること。

ア　太陽光発電システム

イ　蓄電池システム

ウ　ＺＥＨ＋

エ　ＺＥＨ

オ　高効率空調機器

カ　高効率照明機器

キ　ソーラーカーポート

（２） 前号アからエまでの対象システムにあっては、当該対象システムを設置する者が個人又は法人（同システムをＰＰＡ（電力販売契約をいう。以下同じ。）又はリース事業により設置する場合は、ＰＰＡ又はリース実施事業者）であって、同号オからキまでの対象システムにあっては、当該対象システムを設置する者が事業者（同システムをＰＰＡ又はリース事業等により設置する場合は、ＰＰＡ又はリース実施事業者）であること。

（３） 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和７年10月14日環地域事発第2510141号改正）別紙２地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。

（４） 国、都道府県又は他の市町村による対象システムの設置に係る補助金等の交付を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としないものとする。

（１） 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第２条第２項に規定する暴力団員又は同条第１項に規定する暴力団と密接な関係を有する者

（２） 宗教活動又は政治活動を行う事業者

（３） その他市長が適当でないと認めるもの

（補助金の額）

第４条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

（１） 太陽光発電システム

ア 民間事業者又は個人が設置する場合 太陽電池モジュール（増設の場合にあっては、既設分を除く。）の公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（ｋＷ単位で算出し、小数点以下を切り捨てた値）に、民間事業者設置の場合は１ｋＷ当たり５万円、個人設置の場合は１ｋＷ当たり７万円を乗じて得た額とする。ただし、対象とする公称最大出力の合計値は、個人設置の場合は10ｋＷ未満とする。

イ ＰＰＡ・リース等により公共施設等に設置する場合 設備整備事業費の２分の１（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（２） 蓄電池システム

ア 民間事業者又は個人が設置する場合 蓄電池システムの価格の３分の１（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ ＰＰＡ・リース等により公共施設等に設置する場合 蓄電池システムの価格の３分の２（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（３） ＺＥＨ＋ １戸当たり100万円

（４） ＺＥＨ １戸当たり55万円

（５） 高効率空調機器 設備整備事業費（50万円以上のものに限る。）に２分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

（６） 高効率照明機器 設備整備事業費（30万円以上のものに限る。）に２分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

（７） ソーラーカーポート 設備整備事業費に３分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（交付の申請）

第５条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、令和８年５月１日から令和９年１月８日までに、次に掲げる対象システムに応じた申請書に必要書類を添付して、市

長に提出しなければならない。ただし、公共施設等に設置する場合は、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（１） 太陽光発電システム及びソーラーカーポート　荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（太陽光発電システム及びソーラーカーポート）（様式第１号）

（２） 蓄電池システム　荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（蓄電池システム）（様式第２号）

（３） ＺＥＨ＋　荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（ＺＥＨ＋）（様式第３号）

（４） ＺＥＨ　荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（ＺＥＨ）（様式第４号）

（５） 高効率空調機器　荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（高効率空調機器）（様式第５号）

（６） 高効率照明機器　荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（高効率照明機器）（様式第６号）

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書に形式上の不備があると認めるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、当該申請者が当該期間内に補正をしないときは、同条の規定による申請をしなかったものとみなす。

（変更の申請）

第７条　前条第１項の規定による交付決定通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金変更交付申請書（様式第８号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（１） 決定された補助金の額を変更しようとするとき。

（２） 決定された事業内容を変更しようとするとき。

（変更の承認）

第８条　市長は、前条の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて

現地調査を行い、速やかに変更の可否を決定し、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第９条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）　補助事業者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（「取得財産等」という。）について、管理するための必要書類を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（２）　補助事業者は、取得財産等のうち、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の重要な財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。

（３）　前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

（４）　補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムを前号の期間内において処分しようとするときは、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金に係る財産処分承認願（様式第10号）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年５月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。

（５）　交付対象事業の完了によって申請者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を申請者に納付させることができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条　補助事業者は、補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金（中止・廃止）承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による中止の申請があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

３　市長は、第１項の規定による廃止の申請があったときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（交付金事業の完了予定期日の変更）

第11条　補助事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金完了予定期日変更報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

２　荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金実績報告書（様式第13号。以下「実績報告書」という。）について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

３　前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が申請内容に著しい変更を伴う場合は、第７条に規定する補助金の変更交付申請によるものとする。

（状況報告等）

第12条　市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査をすることができる。

（事業着手）

第13条　補助事業者は、市長からの交付決定通知があった後、申請した事業に着手しなければならない。

（実績報告）

第14条　補助事業者は、事業完了日若しくは支払い完了日のどちらか遅い方から起算して30日以内又は令和９年２月12日のどちらか早い方までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、実績報告書の提出期限を延長することができる。

２　前項の規定にかかわらず、公共施設等に設置する場合は、市長が別に定める日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付確定通知書（様式第14号。以下「交付確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額の再確定）

第16条　補助事業者は、交付確定通知書を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金の対象となる経費を減額するべき事情が生

じたときは、当該経費を減額して作成した実績報告書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、前条に準じて改めて交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第17条　前２条の規定による交付確定通知書を受けたものが、補助金の交付を受けようとするときは、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付請求書（様式第15号）を市長に速やかに提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（１）　この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。

（２）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）　対象システムを設置した建築物が、当該対象システムを設置したことにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条の建築基準関係規定に適合しないものとなるとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

（調査）

第19条　市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、対象システムの売電量、買電量等に関する情報の提供その他の協力を求めることができ、補助事業者はこれに応じなければならない。

（関係書類の保管）

第20条　補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を事業終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について、第９条第３項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、当該処分制限期間を経過するまで保存しなければならない。

２　前項の規定により保管するべき書類等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第21条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令和５年４月28日告示第59号）

この告示は、令和５年５月１日から施行する。

附　則（令和６年１月31日告示第４号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和６年４月22日告示第58号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和６年９月３日告示第103号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和７年４月18日告示第60号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和８年３月12日告示第35号）

この告示は、告示の日から施行する。